

## 筑波山サポーター設置要綱

### (目的)

第1条 筑波山（水郷筑波国定公園地域内をいう。以下同じ。）の保護とその適正な利用の推進のため、筑波山サポーター（以下「サポーター」という。）を置く。

### (活動内容)

第2条 サポーターが実施する活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 筑波山の巡回による、必要な情報の収集及び報告。
- (2) 必要に応じた利用者に対する利用の際の遵守事項、マナー、事故防止等の助言及び注意。
- (3) 茨城県県民生活環境部環境政策課長（以下、「環境政策課長」という。）の要請による、筑波山の自然保護活動及び利用施設の維持管理活動等への参加。
- (4) 筑波山の自然保護及び利用に関して、現状の課題の把握及び改善策に対する提案。

### (サポーターの要件)

第3条 サポーターは、次の各号に掲げる条件を満たす者で、環境政策課長から認定された者とする。

- (1) 利用者に対し、柔軟かつ適切な指導ができること。
- (2) 筑波山の保護と適正な利用の推進に関心があり、ボランティアとして県に協力する意思があること。
- (3) 法令及び自然環境に関する見識を有し、他の利用者の模範となるよう法令や自然公園利用マナーを遵守すること。
- (4) サポーターとしての活動を行うことが可能であり、健康であること。

### (報酬)

第4条 報酬については、無報酬とする。

### (協力の要請)

第5条 環境政策課長は、筑波山の保護管理活動を行う上で、サポーターへ協力を要請することができる。

### (活動にあたっての留意事項)

第6条 サポーターは、この要綱の第2条第1号から第3号までに定める活動を行う際は、環境政策課長が交付する認定証を携帯しなければならない。

2 サポーターは、活動にあたり法令に違反する行為並びに、次のような行為を行ってはならない。

- (1) 植物の採取や損傷、動物の捕獲や殺傷、土石の採取等の自然公園法上許可を必要とする行為（外来生物の除去を含む）を環境政策課職員の承諾なく行うこと。
- (2) 園地や、正規の登山道以外の場所へ許可なく立ち入ること。
- (3) 利用施設の改修や、案内板の設置、ポスター等の掲示を許可なく行うこと。
- (4) 利用者に対して過度な注意や不当な拘束を行うこと。

**(雑則)**

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年 5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。